

## 被扶養者の国内居住要件等について

健康保険組合の事業運営につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、「健康保険の被保険者に扶養される者（被扶養者）」の認定要件に「国内居住要件」が追加されます。また、「国内居住要件」が追加されたことにより、現在被扶養者として認定されている方の中で国内に住民票のない方は、再度「被扶養者（異動）届」の提出が必要となります。

この取扱いは下記のとおりとなりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 第 1 国内居住要件の考え方

改正後の健康保険法第 3 条第 7 項に定める「住所」については、住民基本台帳に住民登録されているかどうか（住民票があるかどうか）で判断し、住民票が国内にある方は原則、国内居住要件を満たすものとされます。

このため、例えば、当該被扶養者が一定の期間を海外で生活している場合も、日本に住民票がある限りは、原則として国内居住要件を満たすこととなります。

但し、以下の方は国内に住民票があっても被扶養者として認められません。

- (1) 日本国籍を有しない者で、医療を受ける活動を行う者（医療滞在ビザ）及びその者の日常生活上の世話をする活動を行う者
- (2) 日本国籍を有しない者であって、一年を超えない期間滞在し、観光、保養、その他これらに類似する活動を行う者

#### 第 2 国内居住要件の例外の考え方

日本国内に住所がないにしても、外国に一時的に留学する学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者等については、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外として取り扱われます。

##### 【国内居住要件の例外となる方】

- (1) 外国において留学をする学生
- (2) 外国に赴任する被保険者に同行する者

- (3) 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的での一時的な海外渡航者
- (4) 被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じたもので(2)と同等と認められるもの
- (5) (1) から(4)までに掲げられるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

### 第3 扶養認定に当たっての記載事項及び添付書類について

#### 1 国内居住要件の例外に係る記載事項

日本国内に住所がないものの国内居住要件の例外に該当する場合には、健康保険被扶養者(異動)届に国内居住要件の例外に該当する旨の記載が必要です。

#### 2 日本国内に住所がない場合の添付書類について

被扶養者の認定の際には、被扶養者(異動)届に添付されている国内居住要件の例外に該当することを証する書類等により、国内居住要件の例外に該当することの確認を行います。なお、書類等が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文の添付が必要です。

#### 【日本国内に住所がない場合の添付書類の例】

##### (1) 外国において留学をする学生

- ・ 査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し

##### (2) 外国に赴任する被保険者に同行する者

- ・ 査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する住居証明書の写し

##### (3) 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的での一時的な海外渡航者

- ・ 査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し

##### (4) 被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じたもので(2)と同等と認められるもの

- ・ 出生や婚姻等を証明する書類等の写し

##### (5) (1) から(4)までに掲げられるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

- ・ 個別に判断

#### 第4 現に海外に在住する被扶養者等について

現在被扶養者として認定を受けている方で、施行時（令和2年4月1日）において国内に住民票のない方は、「国内居住要件の例外に該当する旨の確認」又は「該当しないこと等による認定削除」のために被扶養者（異動）届を提出していただきます。

(1) 国内居住要件の例外に該当する場合

被扶養者（異動）届に上記、第3に従って必要書類を添付し提出してください。

(2) 国内居住要件の例外に該当しない場合

被扶養者として認められないこととなります。扶養削除の手続きが必要ですので、被扶養者（異動）届に保険証を添付し提出してください。

※ 被扶養者（異動）届を提出する際の「被扶養者でなくなった日」は、令和2年4月1日となります。

国内居住要件を満たしていないにもかかわらず、扶養削除の手続きをされていないことが判明した場合には、令和2年4月1日に遡って被扶養者の資格を取り消し、医療機関等での受診に関わる保険給付費についても遡って請求させていただきます。